

大阪府立中河内救命救急センターの管理運営に関する協定書

1. 業務名称	大阪府立中河内救命救急センター管理運営業務
2. 履行場所	東大阪市西岩田三丁目4番13号 大阪府立中河内救命救急センター
3. 指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 指定管理料	金4,499,160,000円 (うち消費税及び地方消費税額 金409,014,545円を含む)

大阪府（以下「甲」という。）は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター（以下「乙」という。）と、地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第3項、大阪府立中河内救命救急センター条例（以下「条例」という。）第5条及び第8条並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条及び第165条の3の規定により、大阪府立中河内救命救急センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する協定を締結する。

両者は、本協定とともに、大阪府が実施した「大阪府立中河内救命救急センター指定管理者指定要件書」に定める事項が適用されること並びに指定管理者申請に際して提案した内容について誠実に履行することをここに確認する。

（総則）

第1条 甲は、センターの管理運営業務（以下「管理運営業務」という）を指定管理者に行わせるため、乙を指定管理者として指定し、乙は、この指定を受けて当該業務を行うものとする。

2 乙は、法その他の関係法令及び条例その他の関係規程並びに本協定に基づき、当該業務を実施しなければならない。

3 前項に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定める。

（使用目的）

第2条 乙は、センターを「公の施設」として、関係条例の趣旨、府施策との調和を図ったうえで、指定申請時において提示した使用目的で直接使用しなければならない。ただし、申請時に直接使用しないことを予め提示している場合及び業務の効果的効率的な遂行上必要なものとして書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(指定期間)

- 第3条 乙は、本協定が終了したとき（指定期間が満了したとき又は第32条に規定する指
定の取消しがあったときを言う。以下同じ。）に管理運営業務を終了し、再び指定管理者
として業務を行わない場合は、センターを明け渡さなければならない。
- 2 管理運営業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(基本的な業務の範囲)

- 第4条 センターの管理運営における業務の範囲は次に掲げる事項とする。
- (1) 重篤救急患者の診断及び治療
(2) 救命医療に関する調査、研究及び研修
(3) センターの施設及び設備の維持
(4) 災害時等における災害拠点病院としての業務
(5) その他設置目的を達成するため必要な業務
- 2 条例第2条に規定するセンターの業務の運営上生じた収入（条例第12条第1項に規
定する利用料金を除く。）については、計算書等証拠書類を添え甲に報告するととも
に、納付書により大阪府指定金融機関に払い込まなければならない。
- 3 第1項第3号にいうセンターの施設及び設備は別表1のとおりとする。
- 4 第1項第4号における具体的な業務等については、別紙「災害時等の医療救護活動に
関する特記事項」のとおりとする。
- 5 第2項に規定する収入の他、条例第3条の手数料等徴収事務及び既納手数料等の還付
に係る支出事務の取扱いについては、本協定とは別に定めるものとする。

(施設等の利用)

- 第5条 甲は、管理運営業務を遂行するために必要な施設等を、無償で乙に利用させると
ともに、乙も公の施設としての設置目的を果たすために甲が指定する事業への優先的な取
扱いを図るものとし、その詳細については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(指定管理者の責務)

- 第6条 乙は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害が
あった場合は、迅速かつ適切な対応を行うとともに災害状況等を速やかに甲に報告し、甲
の指示に従うものとする。
- 2 乙は、管理運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速や
かに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(遵守事項)

- 第7条 乙は、管理運営業務の遂行に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなら

ない。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第10条に規定する管理者の任免に関する甲の指示
- (2) 医療法第24条、第25条、第28条、第29条及び第35条の規定による行政処分に関する甲の指示
- (3) 施設及び物品を管理運営業務以外に使用しないこと。
- (4) 薬品等について効率的な執行管理に努めること。
- (5) その他関係法令に基づく甲の指示

（甲の承認を要する事項）

第8条 乙は、次の事項について事前に甲と協議の上、その承認を得なければならない。

- (1) 管理運営業務に係る事業計画及び予算に関すること。
- (2) 管理運営業務に係る人事及び諸給与に関すること。
- (3) 管理運営業務に係る諸規定の制定及び改廃に関すること。
- (4) 管理運営業務により生じる会計上の損失処理に関すること。
- (5) その他重要なこと。

（事業報告書等の提出書類の内容）

第9条 乙は、毎年度終了後50日以内に甲に対して別紙様式第3号により事業報告書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに相当する書類（以下「報告書等」という。）を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告書等を受領したときは、速やかに確認を行わなければならない。
- 3 報告書等に記載する内容は、指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者氏名並びに担当者の氏名及び連絡先、事業実施期間、患者取扱実績、収支状況、財産維持管理状況、職員任免状況並びに個人情報の保護及び情報公開体制等とする。
- 4 第1項に定めるもののほか、乙は毎月20日までに前月におけるセンターの利用状況及び収入状況を別紙様式第4号により甲に報告し、9月末までの上半期分の利用状況、経理状況等を甲の指示する日までに報告するとともに、管理運営業務の遂行上重大な事件が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

（事業計画の内容）

第10条 乙は、次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

- 2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、乙に対し、必要な指示をすることができる。

(利用料金の収入等)

第11条 センターは、法第244条の2第8項及び第9項に規定する利用料金制を採用しており、乙は、条例第12条第1項に規定する利用料金を自らの収入として業務を行うものとする。

- 2 乙は、利用料金の減額又は免除を行う場合は、大阪府立中河内救命救急センター条例施行規則に定められた基準に基づき行うものとする。

(指定管理料の支払い)

第12条 乙は、甲乙協議の上作成した支払い計画書に従って、甲に対し、別紙様式第1号により指定管理料を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの請求を受理した場合は、指定管理料を概算で乙に支払うものとする。
- 3 指定管理料の積算内訳は、別表2のとおりとする。
- 4 別表2の給与費及び経費は、各目の間において配分変更することができない。ただし、やむを得ない理由により、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
- 5 別表2の各節の経費は、各節の間において配分変更することができる。ただし、報酬、給料、職員手当、法定福利費、報償費、旅費の節の金額を増額して変更する場合には、前項の例による。

(指定管理料の精算)

第13条 乙は毎年度終了後30日以内に、別紙様式第2号により指定管理料精算書を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の精算の結果、本協定に基づく精算額が第12条第3項の別表2で示す指定管理料に達しないときは、甲の指定する期日までに甲に剰余金を返還しなければならない。

(経理の明確化等)

第14条 乙は、指定管理料を他の経費と区分して執行し、その収支を明確にするとともに他に流用してはならない。

- 2 乙は、指定管理料の適切な執行にもかかわらず、指定管理料に不足を生じるおそれがあるときは、あらかじめ甲に申し出ることができる。ただし、材料費及び貸倒引当金は利用料金で賄うものとする。
- 3 甲は、前項による申し出があったときは、甲乙協議の上、これを処理するものとする。

る。

(指定管理料の経理)

第 15 条 乙は、本協定に係る経理を明らかにする帳簿を作成し、関係書類とともに、整理保管しなければならない。

2 前項の書類は、本協定が完了した日の属する年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

(善管注意義務等)

第 16 条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって施設、設備及び物品の管理に努め、管理運営業務以外の目的に使用してはならない。

(滅失又はき損の報告)

第 17 条 乙は、施設、設備及び物品の全部又は一部を滅失又はき損したときは、直ちにその状況を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

2 前項の滅失又はき損が乙の故意又は過失によって生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償額は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(備品等の費用負担)

第 18 条 甲は、施設の設置者として必要に応じて予算の範囲内で備品を購入するものとする。

2 甲は、管理運営業務を遂行するために別表 3 に示す備品を乙に無償貸与するものとする。

(備品の返還)

第 19 条 乙は、管理運営業務が完了したとき又は第 35 条及び第 36 条の規定により本協定を解除したときは、貸与備品を甲の指定する日までに原状に回復して甲に返還しなければならない。

(物品の帰属)

第 20 条 乙が指定管理料の範囲内で購入した物品は、甲の所有に属し、管理運営業務が完了したときは、別紙様式第 5 号により物品報告書を作成し、甲に返還しなければならない。

(リスク負担)

第21条 管理運營業務に伴うリスク負担については、別表4のとおりとする。ただし、別表4に定める以外の事項については甲乙協議により決定するものとする。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、管理運營業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪府個人情報保護条例（平成8年3月29日大阪府条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第53条の3の規定その他法令の定めるもののほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 乙が第4条に規定する業務に伴い取得した個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報に関して、当該個人情報が本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第23条 乙は、管理運營業務の処理上知りえた秘密を第三者に漏らし、又は管理運營業務の執行以外の目的に使用してはならない。本協定が終了した後も同様とする。

- 2 乙は、自己の使用人その他の関係人に前項の規定を遵守させなければならない。
- 3 乙は、第1項の秘密に属する管理運營業務内容等を他人に閲覧させ若しくは複製させ又は譲渡してはならない。本協定が終了したときは、甲の指示に従い、かかる秘密情報が含まれる一切の媒体を返却または廃棄するものとする。

(個人情報、データ等の管理)

第24条 乙は、管理運營業務の履行に際して入手した個人情報、データの管理に当たり、漏洩、滅失、毀損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

(情報公開)

第25条 乙は、管理運營業務に関し甲が指定する書類をセンターに備えておき、一般の閲覧に供するものとする。

- 2 甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、甲のホームページに掲載するものとする。

(研究成果等の帰属)

第26条 乙が管理運營業務を遂行するにおいて作成した調査研究資料、調査研究成果、発表論文その他の研究の成果に関する権利等については、甲に帰属するものとする。

(人権研修の実施)

第27条 乙は、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

(モニタリング(点検)の実施)

第28条 甲は、指定管理者評価委員会の意見を踏まえた評価表を作成する。

- 2 乙は、甲から示された評価表の各評価項目について自己評価を行い、評価結果を甲に報告するものとする。
- 3 甲は、乙から提出された評価表をもとに、各項目ごとの評価及び年度評価を行い、評価結果を指定管理者評価委員会に報告し、対応方針を策定し、次年度以降の事業計画等に反映する。
- 4 甲は、指定期間の最終年度の前の年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況を踏まえた総合評価を行い、指定管理者評価委員会に報告する。

(審査請求の取り扱い)

第29条 乙がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、法第244条の4の規定により取り扱うものとする。

(原状回復)

第30条 乙は、施設、設備及び物品の形質を変更してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。

- 2 乙は、指定期間の満了又は指定の取消しによりセンターの管理運営業務が終了したときは、破損又は汚損した部分を現状に回復するものとする。ただし、施設等の価値を高めた場合又はやむを得ないと認められる場合において、甲の承認を得たときは原状回復を不要とする。また、天災その他不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。

(業務処理状況の調査等)

第31条 甲は、センターの管理運営の適正を期するために必要と認めた場合は、随時、乙に対し、業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(甲の指定取消し)

第32条 甲は、乙に継続して管理運営業務を行わせることが困難であると認めるときは、指定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

- 3 第1項の規定により指定を取り消した場合において、乙が業務を実施した相当部分を超える指定管理料を甲から受け取っている場合は、超えた部分の指定管理料を甲に返還するものとする。この場合において、返還方法は第13条の規定を準用する。

(損害の賠償)

第33条 乙は、管理運営業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(第三者への委託の禁止等)

第34条 乙は、管理運営業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託が可能な部分は指定管理者指定申請書提出時に甲に示した「業務の外注計画」に係る業務の他、特殊な技術・専門的な知識等を必要とする業務や、再委託により事業運営の効率化を図ることが出来る業務とする。

- 2 乙は、前項の規定により再委託する場合（指定管理者指定申請書提出時に甲に示した「業務の外注計画」に係る業務を除く）は、第三者に委託等を行う業務の内容・範囲、受任者又は下請負人の所在地・業者名・代表者名、契約予定金額その他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。
- 3 乙は、前項の承諾を得て管理運営業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合において、次に掲げる者を受任者又は下請負人としてはならない。

- (1) 入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く）
- (2) 入札参加除外の措置を受けている者
- (3) 役員等、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められる者
- (4) 役員等、経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (5) 役員等、経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる者
- (6) 乙の役員等、経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- 4 乙は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例58号）第

2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない

- 5 甲は、乙が第4項各号のいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

(甲の解除権)

第35条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は本協定を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、乙が管理運営業務に着手しないとき。
- (2) 正当な理由なく、乙が管理運営業務を完了する見込みがないと明らかに認められたとき。
- (3) 乙の役員等(乙の法人の役員又はその支援若しくは営業所を代表する者をいう)又は、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 乙が、第36条の規定による事由なくして本協定の解除を申し出たとき。
- (8) 前各号のほか、乙が本協定に違反し、その違反により管理運営業務を達成することができないと認められるとき。

- 2 前項の規定により本協定を解除したときは、乙はそれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は甲乙協議してこれを定める。

- 3 第1項の規定により、本協定を解除された場合において、乙が業務を実施した相当部分を越える指定管理料を甲から受け取っている場合は、超えた部分の指定管理料を甲に返還するものとする。この場合において、返還方法は第13条の規定を準用する。

(乙の解除権)

第36条 乙は、甲が管理運営業務の内容を変更したことにより、管理運営業務を完了することが不可能となるに至ったときは、本協定を解除することができる。

- 2 前項の規定により本協定を解除した場合において、乙が業務を実施した相当分の指定管理料を甲が支払っていない場合は、甲は不足分の指定管理料を支払うものとする。この場合において、支払方法は第13条第1項の規定を準用する。

3 第1項の規定により、契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(協定の変更)

第37条 甲は、本協定について内容の変更等をする必要が生じたときは、乙と協議の上、これを変更することができる。

(重要事項の変更の届出)

第38条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第39条 乙は、管理運営業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備しなければならない。また、諸規則、体制票等を甲に届け出なければならない。

(業務の引継ぎ方法)

第40条 乙は、指定期間の終了後、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定する者に対し、管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 前項の場合において、乙は、甲又は甲の指定する者がセンターの管理運営業務に関して業務に係る情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。

3 管理運営業務の引継ぎのために要する費用は、乙が負担するものとする。

4 その他の管理運営業務の承継に当たって必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争処理)

第41条 管理運営業務の遂行上生じる紛争処理については、乙が対処するものとする。

(甲の協力義務)

第42条 甲は、乙が管理運営業務を円滑に遂行するために必要な協力をしなければならない。

(協議)

第43条 本協定に関し疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(経過措置)

第 44 条 平成 21 年 6 月 1 日からの利用料金制導入以前に受けたセンターにおける診療については、利用料金制の規定を適用しない。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を所持する。

令和 4 年 4 月 1 日

(甲) 大阪府
代表者 大阪府知事 吉 村 洋 文

(乙) 東大阪市西岩田三丁目 4 番 5 号
地方独立行政法人市立東大阪医療センター
代表者 理事長 谷 口 和 博